

国が主食の価格と需給に責任を持ち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価下落阻止を求める意見書

令和5年産米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの政府備蓄米を放出した。また、輸入米が20万トンまで急増し、令和7年産備蓄米買入も中止したこと、飼料用・加工用米のうち約30万トンもの主食用への転換、作況単収指数が102となり生産量が増加となったことなどから、令和7年産米の市場は供給過剰の状態になり、米不足により高騰していた価格も現在、下落局面にある。

市場に委ねる米政策や「需要に応じた米生産」によって生じた米不足、価格高騰・下落という現状から、令和8年産米の収穫を前に米農家は困惑し、経営不安は拡大している。また、高騰した令和7年産米の在庫が過大となり、卸など米穀事業者も困難な経営を続けている。政府備蓄米は、備蓄米の放出後、全体の残存量が約32万トン、そのうち令和2・3年産が約29万トンで、わずか2週間程度分しかない状況にあり、政府はミニマムアクセス米を備蓄米として使用することを公言している。

このようなもとで、政府は令和8年産米の価格下落を避けるために、生産者に主食用米の新規需要米等への転換を押し付けるだけでなく、日本の米生産を持続可能なものにするため、令和8年産米の価格暴落を阻止することが必要である。令和8年産米の価格が暴落することになれば、規模の大小を問わず、全国で離農が加速することが想定される。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 政府備蓄米の31万トンの買戻し、29万トンの買入れを早急に行い、食糧安全保障の観点からも備蓄水準を早急に復元するとともに、需給環境を改善し、米価下落を阻止すること。
- 2 ミニマムアクセス米の前倒し輸入をやめ、政府備蓄米として利用

しないこと。

- 3 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障制度と、国による需給コントロールの実施を行うこと。
- 4 民間流通在庫が近年にない高水準となっていることから、集荷・流通業者への支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

喜多方市議会議長 伊藤 弘明

【意見書提出】

衆議院議長	森 英 介	殿
参議院議長	関口 昌 一	殿
内閣総理大臣	高市 早 苗	殿
内閣官房長官	木 原 稔	殿
農林水産大臣	築 和 生	殿